

2018年2月19日

公益財団法人 日本セーリング連盟
加盟団体・特別加盟団体・会員各位

公益財団法人 日本セーリング連盟
外洋安全委員会

外洋特別規定「付則B」5.01.1 訂正および国内規定新設のご案内

前略

外洋特別規定「付則B」5.01.1 個人用浮揚用具に関わる項目の訂正およびOSR国内規定の新設を別紙の通り行います（2018年2月19日付け）。

本訂正に関しては、World SailingのOffshore Special Regulationsの意図とは異なる説明を2016年以降会員に行ってきた点を会員およびJSAF加盟する団体（加盟団体・特別加盟団体）の方々にお詫びいたします。申し訳ありません。訂正内容に加えて、訂正に至る理由に関するもまとめました。

今後、こういった間違いが無いように注意して翻訳などを行っていくつもりです。また、会員各位においても翻訳内容などに気づいた点があった場合はJSAF外洋安全委員会にご連絡いただければ幸いです。

また、「付則B」に新たにOSR国内規定を設けました。モノハル・カテゴリー3、4にもOSR国内規定がありますが、外洋特別規定2018-2019から翻訳名称の変更（冒頭のJSAFが無くなった）に伴い、OSR国内規定をレースに適用するには適用規則に「OSR国内規定」の記載が必要（カテゴリー3、4も同様）となっています。別紙の【!注意!】の項を参照ください。

本件の訂正に関して、重ねてお詫びいたします。

以上

<別紙>

公示：外洋特別規定「付則B」5.01.1 個人用浮揚用具 要求仕様の訂正およびOSR国内規定の新設

公示：外洋特別規定 付則B <Version 0.5（2018年2月19日）>

参考書類：外洋特別規定「付則B」5.01.1 個人用浮揚用具 要求仕様の訂正 訂正理由

参考書類：外洋特別規定「付則B」5.01.1 個人用浮揚用具 OSR国内規定新設に関して

外洋特別規定「付則B」5.01.1 個人用浮揚用具の要求仕様の訂正 訂正理由 (1) なぜ当初 (訂正前) の解釈としたのか？

2016-2017 版発行時、付則 B インショアレース用特別規定 (旧カテゴリー 5) の 5.01.1 ライフジャケット (個人用浮揚用具) の要求仕様に関して、以下の変更が行われた。

2014-2015 版	2016-2017 版
5.01.1 each crew member shall have a lifejacket as follows: (a) equipped with a whistle (b) fitted with marine grade retro-reflective tape (d) if inflatable, regularly checked for air retention (e) clearly marked with yacht's or wearer's name	5.01.1 each crew member shall have: A personal flotation device which shall: (a) be equipped with a whistle (c) clearly marked with yacht's or wearer's name (d) if inflatable, regularly checked for air retention Unless otherwise specified by a boat's applicable class rules or by sailing instructions, personal flotation devices shall have at least 150N buoyancy, arranged to securely suspend an unconscious man face upwards at approximately 45 degrees to the water surface.
2014-2015 要求仕様 a) 笛 b) 反射板 d) 膨張式の気密チェック e) 名前の記載	【変更のポイント】 1. 項目削除 (反射板) 2. 項目枝番変更 (e→c) 3. 本体に対する要求仕様の追加 (Unless otherwise～以下の文章)

【疑念】

普通に考えると、Unless～以下の文章による要求仕様が別途 1 項目追加されたかと捉えられるが、いくつかの疑念が生じた。

1. d) の文章最後にカンマ「,」が追加されている<①>。
2. a) c) d) とは別に要求仕様が追加されたなら、枝番が文章の冒頭に付くのではないかと? <②>
3. 膨張式 / 固形式などの形式関わらず本体への要求仕様ならば (a) に追加記載されるのでは? <③>
4. ISAF の議事録にこの項目に関しての変更提案が成されていないのに、重大な内容変更があるのか?

外洋特別規定の内容変更に関しては、ISAF (現 World Sailing) の会議 Oceanic and Offshore Committee において変更提案 (submission) があり、その可否の決議をもって変更が成される。当時の ISAF の議事録を support paper まで確認したが、「カテゴリー 5 をインショアレース用特別規定に変更」する以外に、内容に関する提案および決議の議事録はなかった。誤記や小さな変更の場合は議事録に載らないこともあるが、この変更はユーザーに大きな負担を強いる重大な内容変更なのに議事録に載っていなかった。

→疑念：Unless～は新たな追加項目ではなく、(d) if inflatable,～に続く一連の文章ではないかと?

【ISAF から回答無し】

ISAF にこの箇所に関して以下の何れの解釈が正しいのか? 質問をしたが、回答はなかった。

- A. 浮力 (150N) などの要求仕様は、形式に関係なく (膨張式 / 固形式) 適用されるのか?
 Unless otherwise～は (d) if inflatable,～とは異なる文章。
- B. 浮力 (150N) などの要求仕様は、<膨張式のみ> に適用されているのか?
 Unless otherwise～は (d) if inflatable,～に繋がる一連の文章。

【JSAF としての結論<訂正前>】

ISAF からは回答が無かったが、JSAF 会員からの質問に回答する必要があった為、2016-2017 版では JSAF は以下の解釈とした。

訂正前の結論：浮力 (150N) などの要求仕様は、<膨張式のみ> に適用される。

Unless otherwise～は (d) if inflatable,～と繋がる一連の文章。

【結論の主な理由】

- ISAF 議事録に、この項目の変更がない。
- 外洋特別規定の基本は<最低限の基準 (OSR1.01.1)>であることから、2つの解釈の内、要求の低い方を選択した。

外洋特別規定「付則 B」 5.01.1 個人用浮揚用具の要求仕様の訂正

訂正理由 (2) なぜ訂正したのか？

2018-2019 版において、付則 B インショアレース用特別規定 5.01.1 個人用浮揚用具の項目は以下の変更があった。

2016-2017 版

5.01.1	each crew member shall have: A personal flotation device which shall: (a) be equipped with a whistle (c) clearly marked with yacht's or wearer's name (d) if inflatable, regularly checked for air retention, Unless otherwise specified by a boat's applicable class rules or by sailing instructions, personal flotation devices shall have at least 150N buoyancy, arranged to securely suspend an unconscious man face upwards at approximately 45 degrees to the water surface.
--------	---

2018-2019 版

5.01.1	each crew member shall have: A personal flotation device which shall: (a) be equipped with a whistle (b) clearly marked with <u>the boat's or</u> wearer's name (c) if inflatable, regularly checked for air retention Unless otherwise specified by a boat's applicable class rules or by sailing instructions, personal flotation devices shall have at least 150N buoyancy, arranged to securely suspend an unconscious man face upwards at approximately 45 degrees to the water surface.
--------	--

【変更箇所】

- 1.(c)if inflatable, regularly checked for air retention 最後のカンマ「,」が無くなった<①>
2. 項目枝番変更 (c→b、d→c)
3. 項目枝番 (b) の用語変更 (yacht's → the boat's)

【訂正理由】

2018-2019 版においては、内容的変更はなされていないようだが上記 3 点の変更があった。当初この変更気づかずに翻訳版を 2017 年 12 月 27 日に発行した。

上記変更気づき変更箇所 1. に関して、改めて World Sailing (元 ISAF) に、前回と同様の質問を送った所、今回は回答が有り **World Sailing からの回答は「(c)if inflatable,~」と「Unless otherwise~」は別項目である。**であった。

【お詫び】

今回の付則 B 5.01.1 の解釈に関して、2016 年当時 World Sailing (元 ISAF) に確認したにも関わらず回答が得られなかった為、JSAF にて解釈を行いました。2016-2017 版以降、現在に至るまで World Sailing の Offshore Special Regulations の意図とは異なる解釈を元に間違った説明を会員へ行ってきました。この点に関して、会員および JSAF 加盟する団体(加盟団体・特別加盟団体)の方々にお詫びいたします。申し訳ありません。

今後、こういった間違いが無いように注意して翻訳などを行っていくつもりです。また、会員各位においても翻訳内容などに気づいた点があった場合は JSAF 外洋安全委員会にご連絡いただければ幸いです。

本件の訂正に関して、重ねてお詫びいたします。

JSAF 外洋安全委員会
委員長：大坪明

外洋特別規定「付則 B」 5.01.1 個人用浮揚用具の要求仕様 OSR 国内規定新設に関して

外洋特別規定 2018-2019、付則 B インショアレース用特別規定の 5.01.1 個人用浮揚用具の要求仕様に関して、2018年2月19日付けにて下記 OSR 国内規定を新設した。

■外洋特別規定 2018-2019 「付則 B」 5.01.1

World Sailing OSR

適用クラス規則または帆走指示書で指定されない限り、
個人用浮揚用具は 150 ニュートンの浮力を有し
人の顔を水面上約 45 度に上向きで保持できなければならない。

OSR 国内規定

個人用浮揚用具は国土交通省型式承認 TYPE A か同等品、または
ISO12402-2(Level 275)、3(Level 150)、4(Level 100)、5(Level 50)
いずれかの適合品でなければならない。(World Sailing OSR の浮力
および形状の要求仕様を変更)

【OSR 国内規定新設の理由】

World Sailing OSR 付則 B 5.01.1 は、インショアレースに限定された特別規定であるのに「最低限の要求仕様」としてはやや高い仕様の個人用浮揚用具を要求している。代わりに「帆走指示書」で変更できるともしている。付則 B 5.01.1 に限って「帆走指示書」で個人用浮揚用具の要求仕様の変更ができるとしているが（他の項目は「レース公示での変更」）、帆走指示書にて個人用浮揚用具の要求仕様が変更された場合、レース参加者が準備できない場合がある。

さらに、日本国内においては、個別のレースで個人用浮揚用具の仕様を変更した場合、法令の桜マークの着用義務適用除外の要件（国際 / 国内で統一された安全基準）を満たさず、桜マークを常時着用した状態でレースを行わなければならない可能性が高くなる。

OSR 国内規定は、「国内法に適合しない」「国内において、極めて入手・対応が困難」の 2 点を基準に項目設置を行っているが、今回は前記のような諸事情を考慮し、救助艇か避難場所があるインショアに限定されたレースであること前提としている付則 B であることから、日本国内においてレースの競技性と公平性を鑑み「日本における最低限の要求仕様」として OSR 国内規定を新設した。

【！注意！】

1.OSR 国内規定をレースに適用する / 適用しないは選択できる。(カテゴリー 3、4 も同様)

OSR 国内規定を適用するには、レース公示に記載が必要！（カテゴリー 3、4 も同様）

レース公示適用規則の項に、下記のような記載が必要。

例) 外洋特別規定 2018-2019 付則 B インショアレース用特別規定および OSR 国内規定

OSR 国内規定を適用せず、World Sailing 外洋特別規定の通りのレースも可。

レース公示適用規則の項に、「OSR 国内規定」を記載しなければ、OSR 国内規定は適用されない。

2. 外洋特別規定では、個人用浮揚用具（ライフジャケット）は「搭載要求」で「着用要求はない」。

3.OSR 国内規定で要求している仕様（浮力）は「最低限の基準」であることを忘れないこと。

外洋特別規定はそもそも「最低限の基準」（OSR 1.01.1）であり、OSR 国内規定も同様である。